

定住者住宅取得奨励金交付事業について

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に住宅を取得し、定住すると奨励金が受け取れます。

対 象 者	交 付 金 額
① 住宅を新築又は購入した、40歳未満の夫婦又は子供を養育している2人以上の世帯	50万円 (中古住宅25万円)
② 市外から転入して、住宅を新築又は購入した方 (年齢と世帯に関する制限はありません)	30万円 (中古住宅15万円)
③ 上記①と②のどちらにも該当する方 (年齢と世帯要件は上記①に該当していることが要件です)	80万円 (中古住宅40万円)

※交付金額はいずれも5カ年で交付いたしますので、要件を満たさなくなった場合は減額となります。資格要件等、詳しくは下記のとおりとなります。

1 交付金受給の要件

- ①自己の居住用として、所有権保存登記または、所有権移転登記されていること。
- ②申請人及び同居者全員が市税を滞納していないこと。
- ③所有する住宅が公共事業のため収用され、代替えの住宅を新築又は購入した住宅は除く。
- ④住宅の新築又は購入に対し、国・県・市等より補助金等の助成を受けていないこと。
- ⑤申請人が住宅の所有権割合を5割以上有していること。
- ⑥転入の要件は、2年以上継続して相生市外に居住していたこと。
- ⑦中古住宅に関しては、一親等以内の者から購入した住宅でないこと。

2 事業期間

平成28年度から3年間 (平成28年4月1日～平成31年3月31日まで)

3 奨励金の額

上記の表に示した金額を交付申請のあった年度分から5カ年で交付します。

(平成31年3月に申請した場合、平成35年3月までの5カ年分となります。)



4 奨励金の申請

奨励金を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

①交付申請書（様式第1号）

②世帯全員の住民票の写し（続柄、世帯主及び本籍を表示）

【相生市役所市民課・窓口2番で取得】

※世帯全員…同居世帯も含まますので2世帯住宅等の方は、2世帯分が必要です。

③建物（取得住宅）の登記事項証明書【神戸地方法務局龍野支局で取得】

※所有権保存登記された物（＝権利部(甲区)が表示された物）の取得が必要です。

④住宅付近の見取り図（様式第2号）

⑤完成後の住宅外観写真（イメージ図不可）

⑥前年度分の納税証明書（税目は国民健康保険税、市県民税及び固定資産・都市計画税で、同居世帯のうち納税義務のある者全員分）

（平成28年度申請：平成27年度分、平成29年度申請：平成28年度分、

平成30年度申請：平成29年度分）

【相生市役所徴収対策室・窓口7番で取得】

※ただし、証明書の発行は発行年の1月1日現在の住所地があった市町村役場・税務課等で取得

⑦その他市長が必要と認める書類

5. 税関係

この奨励金は、市民税の雑所得として課税の対象となります。

また、所得税においては、給与所得者で、給与所得以外の所得がこの奨励金をまとめて20万円を超える場合には、確定申告をしなければなりません。



6. この制度についてのお尋ねは、

相生市 企画総務部 定住促進室まで (TEL 0791-23-7125)

